

令和元年度 緊急保証制度保証料補助金

評価表 NO.

39

所管部課名	商工政策課		担当者	坂上 勝利				
事務事業名	企業支援補助金							
根拠法令	緊急保証制度保証料補助金交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和元年度 予算額	0千円	国県支出金 千円	一般財源 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	申請した中小企業の経営の安定化		廃業件数0件		令和6年度			
成果指標②								
補助対象者	セーフティネット対象資金に係る保証料を支払った特定中小企業者							
補助対象経費	セーフティネット対象資金の借入に係る保証料として支払った保証料額							
補助対象事業・活動の内容	中小企業者が国の緊急保証制度（セーフティネット保証制度）による融資を受けた際の信用保証料について補助する。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	支払った保証料額（融資上限500万円）							
上記項目の積算方法	同上							
補助を受ける事業（団体）等の 経過を去ける年事の決算状況	項目		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0.0%	0		0	
		会費収入		0.0%				
		事業収入		0.0%				
		寄付金・その他助成		0.0%				
		市補助金	148,200	100.0%	0		0	
				0.0%				
		（前年度繰越金）		0.0%				
	支出	計	148,200	100.0%	0		0	
		事業費	148,200	100.0%	0		0	
		人件費		0.0%				
		その他事務費		0.0%				
				0.0%				
				0.0%				
				0.0%				
		（翌年度繰越金）		0.0%				
		計	148,200	100.0%	0		0	
		支出計/前年度支出計				0.0%		
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金		0.0%						
交付件数		1		0		0		
成果指標の推移①		0		0		0		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】見直しの上で継続：補助内容の改善 ・国の制度に応じて見直しをされたい。 【前回評価への回答】国の制度変更がないため、現状のまま継続している 【事業のPR方法】 ・市のホームページ等において周知している。 ・商工会議所、商工会等へ内容の周知を行っている。 【費用対効果】 ・国の制度と連携し、経営の安定に支障の生じている中小企業者の支援が図られている。 【補助事業以外の事業】該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	国が実施しているセーフティネット保証に該当する事業者が、セーフティネット資金の融資を受けた際の補助であり、公益性は高い
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	売上の急激な減少等特殊事情による対象者への補助であり、中小企業者の廃業等を防ぐために必要と思われる
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	国が実施しているセーフティネット保証に該当する事業者が、セーフティネット資金の融資を受けた際の補助であり、有効性は高い
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	国が実施しているセーフティネット保証に該当する事業者が、セーフティネット資金の融資を受けた際の支援であり、行政が補助により行うことが望ましい。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	中小企業者への経済対策は、金融支援が重要であると考ええる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	融資金額に対して、補助上限額を定めており、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈上記方向の理由〉 急激な経営環境の変動により、経営の安定に支障の生じている中小企業者への支援のため、国の制度に連携し、引き続き事業を実施する必要がある。		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈まとめ〉

○薩摩川内市緊急保証制度保証料補助金交付要綱

平成 23 年 3 月 28 日

告示第 152 号

改正 平成 25 年 9 月 25 日告示第 709 号

平成 29 年 3 月 27 日告示第 88 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、及び条例を実施するため、緊急保証制度保証料補助金（以下「保証料補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 市長は、本市の区域内において事業を営む特定中小企業者が、セーフティネット対応資金に係る保証料を支払った場合において、当該特定中小企業者の負担を軽減し、もって本市特定中小企業者の経営安定を図るため、当該特定中小企業者に対し、予算の範囲内において保証料補助金を交付する。

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セーフティネット対応資金 鹿児島県が鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和 47 年鹿児島県告示第 1218 号）の規定により融資する資金のうち、セーフティネット対応資金をいう。

(2) 特定中小企業者 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 4 項に規定する特定中小企業者をいう。

(保証料補助金の交付)

第 4 条 市長は、本市の区域内において 6 箇月以上継続して事業を営む特定中小企業者がセーフティネット対応資金の借入に係る保証料を支払った場合において、必要があると認めるときは、当該特定中小企業者（以下「補助対象者」という。）に対し、保証料補助金を交付する。

(保証料補助金の額)

第 5 条 保証料補助金の額は、補助対象者が信用保証協会に支払った保証料の額とし、借入額 500 万円に対する保証料の額を限度とする。この場合において、100 円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(保証料補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、保証料を支払った日の翌

日から起算して1箇月以内に、緊急保証制度保証料補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 信用保証協会が発行した信用保証決定通知書の写し
 - （2） 保証料支払いを証する書類
 - （3） 市税の滞納がない旨の証明書
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （保証料補助金の交付決定）

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、保証料補助金を交付することが適当であると認めるときは、緊急保証制度保証料補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を当該補助対象者に交付するものとする。

（保証料補助金の請求）

第8条 決定通知書の交付を受けた補助対象者は、保証料補助金の交付を請求しようとするときは、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に緊急保証制度保証料補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（保証料補助金の交付）

第9条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該補助対象者に保証料補助金を交付するものとする。

（調査）

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員に補助対象者のセーフティネット対応資金に係る保証料の支払状況、証書その他の物件等を調査させることができる。

（決定の取消し又は保証料補助金の返還）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、保証料補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した保証料補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。
- （2） 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

（成果）

第12条 この保証料補助金の交付を通じて得ようとする成果は、中小企業の体質強化及び経営の安定とする。

(見直しの期間)

第 1 3 条 保証料補助金に係る条例第 4 条第 1 項の市長が定める期間は、3 年とする。

(効果の測定)

第 1 4 条 保証料補助金に係る条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、中小企業の経営の安定化の状況を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第 1 5 条 この告示に定めるもののほか、保証料補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(薩摩川内市商工政策部関係補助金等交付要綱の一部改正)

2 薩摩川内市商工政策部関係補助金等交付要綱（平成 2 2 年薩摩川内市告示第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 2 5 年 9 月 2 5 日告示第 7 0 9 号）

この告示は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 3 月 2 7 日告示第 8 8 号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。